

軍事課連帶

世帯

名東京地方裁判所

密文第二二〇號
爆發物鑑查為將板出張ノ件

件番受領

大臣

名號

次官

高級副官

主務副官

主計

主務局長

主務課長

主務課員



統密第 二〇 號

明治四三年六月三日

年六月六日

月六日

日

長課帶聯



者記者案密



二

二

二

代

代

代

代

代

代

代

代

代

代

代

1278

第一

裁決

閱

主務司課大令主

番領受領出提領受領番號

明治國治朝治

年六月七日

月六日

日

東京砲兵工廠、連

附
屏

陸軍大薬研究所員

陸軍砲兵大尉 鈴木貞送

右市用有ニ長罪縣一出張セシ

ム
ヘ
シ

但ニ本件ニ要乞旅費ハ追ナ増額ス、キ存

差富リ金庫 豊年内ニテ総合セ支弁スニシ

理由

六月四日付

本件、東京地方裁判所ノ依頼ニ係九爆發
物鑑査ノ為

四
答

高級副官ヨリ東京地方裁判所長、
爆發性華名艦室ノ為鑑定人出
頭方一件ニ付本月三日大臣、
市照今有成狀處方ハ左記ノ者
シ出願セシメラレ先条並紀相
成度以般及四答狀也

左

記

送
付
件
一
〇
六

六月六日

陸軍大薬研究所長 陸軍砲兵中佐 明石東次郎
合 所属 陸軍砲兵大尉 鈴木貞造

(印)

陸軍省
密令第二二〇號

六月三日
密令
統一通日

至急



長野地方裁判所松本支部
管轄宣之ヲ要スル儀有ラニ候様相
當ノ技能シ有スル者御選宣ノ
上鑑宣之人トシテ東古一地方裁判所
務官寄第ハ詰延ニ出頭方御承取
計相成度此般及御胆奮情也
明治甲子年六月三日

東古一地方裁判所長
新木吉郎

陸軍大臣子爵財守内正毅殿

